平成２５年（フ）第５９５号
宮城県多賀城市鶴ケ谷１丁目６番32―２号
債務者　鐙谷　高幸
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
長野県岡谷市神明町４丁目６番35号
債務者　今井美奈子（旧姓内川）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１９３号
三重県鈴鹿市若松東１丁目10番34号　オーシャンビュー若松Ｃ101、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目９番５号　レジデンス旭が丘401
債務者　楠　　泰子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２００号
愛知県知多郡知多町大字内海字新田89番地　ケアホーム太陽、申立時の住所三重県津市榊原町777　独立行政法人国立病院機構榊原病院、住民票上の住所三重県津市美杉町八知3028番地６
債務者　田中　了友
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７７号
三重県四日市市平町22番８号　谷口アパート３号
債務者　西村　数彦
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山313番地
債務者　伊賀　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県宝塚市仁川宮西町３番23号　４―103
債務者　嘉藤　　治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目11番４号　203
債務者　伊藤　武士
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目13番８―103号
債務者　小田　理愛
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
兵庫県加古川市平岡町新在家490番地の１　プティメゾン106号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町東野添１丁目13番10号　ふじおかマンション203号
債務者　平井　　進
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２５号
兵庫県加古郡播磨町東野添１丁目13番10号　ふじおかマンション203号
債務者　平井　英子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７０号
兵庫県加古川市平岡町新在家2074番地の１　アーバン学園前103号
債務者　西山　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５３号
奈良県大和郡山市小泉町1086番地108
債務者　森岡縫製こと　森岡　英治
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
和歌山県御坊市島842番地１　コーポＹＫⅡ203号、前住所和歌山県御坊市島286番地５
債務者　桑原　初男
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第６２号
鳥取県西伯郡大山町田中575番地２
債務者　中川　俊彦
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８４号
鳥取県米子市目久美町26番地３　202号、前住所鳥取県米子市観音寺200番地
債務者　渡部　容子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６７１号
広島市西区己斐上５丁目38番17―605号
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部